



年企発0609第1号  
平成23年6月9日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局

企業年金国民年金基金課長

（公 印 省 略）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う企業年金関係の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例について

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成23年厚生労働省令第57号）の施行については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の特例措置について」（平成23年5月2日保発0502第8号・年発0502第4号・雇児発0502第4号）をもって、保険局長、年金局長及び雇用均等・児童家庭局長から地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、標記については、下記の事項に留意し、適切な運用が図られるよう、基管下の厚生年金基金等への指導方、遺憾のないよう取り扱われたい。

## 記

### 1 対象となる給付の範囲

特例の対象となる企業年金関係の「死亡に係る給付」とは、以下のとおりであること。

#### （1）厚生年金基金関係

- ① 厚生年金基金が支給する死亡に関する年金たる給付又は一時金たる給付

（厚生年金保険法第130条第3項）

- ② 企業年金連合会が支給する死亡に関する年金たる給付又は一時金たる給付

（厚生年金保険法第159条第1項及び第2項）

- ③ 未支給の給付 (厚生年金保険法第136条、第164条)
- (2) 国民年金基金関係
  - ① 国民年金基金が支給する死亡に関する一時金 (国民年金法第128条第1項)
  - ② 国民年金基金連合会が支給する死亡に関する一時金  
(国民年金法第137条の15第1項)
  - ③ 未支給の給付 (国民年金法第133条、第137条の21)
- (3) 確定給付企業年金関係
  - ① 遺族給付金 (確定給付企業年金法第47条)
  - ② 企業年金連合会が支給する遺族給付金  
(確定給付企業年金法第91条の2、第91条の3)
- (4) 確定拠出年金関係
  - ① 企業型年金に係る死亡一時金 (確定拠出年金法第40条)
  - ② 個人型年金に係る死亡一時金 (確定拠出年金法第73条)

## 2 死亡の推定について

死亡に係る給付の裁定の請求については、それぞれの法令及び規約で定める書類を添付することにより行うこととしているが、東北地方太平洋沖地震（以下「震災」という。）により行方不明となった者の生死が三か月間分からない場合又は死亡が三か月以内に明らかとなり、かつ、死亡の時期が分からない場合については、給付の裁定を行う者は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 震災により行方不明となった者の生死が震災発生日の翌日から起算して三か月間分からない場合は、平成23年3月11日に死亡したものと推定して取扱うこととし、当該事実については、その者の戸籍謄本等により死亡届が提出されていないことを確認のうえ、次の①及び②に掲げる書類により確認すること。
  - ① 震災により行方不明となったことの申立書（次のア～ウの内容を含むもの）
    - ア 行方不明者の住所、氏名、性別、生年月日
    - イ 行方不明の経緯（行方不明となった場所、被害状況等）
    - ウ 申請者の住所、氏名、行方不明者との関係
  - ② 次のアからエのいずれかの書類
    - ア 法の規定により死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金等）の支給決定通知書
    - イ 行方不明者であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類

ウ 第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員等）の証明書

エ その他これらに準じる書類

(2) 震災により行方不明となった者の死亡が震災発生日の翌日から起算して三か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡時期が分からない場合は、平成23年3月11日に死亡したものと推定して取扱うこととし、当該事実については、その者の戸籍謄本等のほか、2(1)①及び②に掲げる書類により確認すること。

### 3 死亡推定後に生存が判明した場合の取扱い

死亡推定後に当該行方不明者の生存が判明した場合、既に死亡推定を前提として裁定された給付がある場合には、その返納を求め、また、当該行方不明者の資産及び記録については、死亡推定による裁定前の状態に戻すよう努めること。